

ガバナンス・ コンプライアンスの強化

TOYO TIREのSDGs (2030年のあるべき姿)

- 強靱なバリューチェーンを構築することで、気候変動に由来する極端な気象現象による社会影響の最小化に貢献する。

〈関連する国連SDGs〉



優先的に取り組むべき課題

- コーポレート・ガバナンスの強化
- コンプライアンス最優先意識の浸透向上

優先的に取り組むべきと考える理由 (機会とリスク)

TOYO TIREは、100年に一度という自動車産業界の一大変革期を乗り越え、グローバルに事業を成長させていくためには、経営の透明性の確保と組織内の公正性を追求することが重要と考えています。そのためにはさまざまなステークホルダーに対する責任を負っていることを認識し、適切な経営体制の維持とコンプライアンス最優先意識の浸透向上が必要であり、優先的に取り組むべき課題と位置づけています。

2018年度の重要な取り組み

- サステナビリティ推進のためのガバナンスの強化
- 危機管理体制の強化
- コンプライアンス最優先意識の強化

マネジメント手法

方針

TOYO TIREは、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を目的として、コーポレートガバナンス・コードの原則を適切に実践しています。株主の権利・平等性を確保し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、および対話に努め、そのための適切な情報開示と透明性の確保に取り組んでいます。取締役会においては、株主に対する説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、収益力の向上、資本効率の改善等を図る役割・責務を適切に実践しています。

また、理念において、常に社会のために正しい仕事を通じて役に立つことを判断基準の第一義に置き、公正な心で人と仕事に向き合い、公明正大に行動することを掲げています。その理念の体現に必要なコンプライアンスの強化の取り組みにおいて、誠実に事業活動を行うためのグループ各社共通の行動原則として「TOYO TIREグループ企業行動憲章」を、そして役員・従業員一人ひとりが企業行動憲章を実践するために「TOYO TIREグループ行動基準」を定め、グループ全体への浸透を図っています。また国連グローバル・コンパクトの10原則を支持する「腐敗行為・贈収賄行為の防止に関するグローバル方針」を策定し、自由で公正な競争の確保に努めています。

「腐敗行為・贈収賄行為の防止に関するグローバル方針」について、詳細はWebサイト (https://www.toyotires.co.jp/csr/pdf/anti-bribery_ja.pdf) をご参考ください。

目標

企業理念の浸透とコンプライアンスレベルの向上により、経営の透明性を高め、専門性の高い実効的なコーポレート・ガバナンスを目指します。

責任 (2019年4月現在)

コーポレート統括部門管掌執行役員

コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンス体制として、意思決定・監督機関である「取締役会」、執行の意思決定機関である「常務会」、分野別の審議・協議機関である「各種専門委員会」、そして取締役会および取締役の職務執行の監査機能を果たす機関として「監査役会」があり、それぞれ機能を十分発揮できる体制を整えています。

当社は、任意の独立した諮問委員会を設置しておりませんが、経営陣幹部・取締役の選解任や報酬等の重要事項については、独立社外取締役へ事前に説明を行い、適切な関与・助言を得た後に取締役会がこれを決定しているため、独立性・客観性を確保していると考えております。なお、当社は利益相反を適切に管理しています。当社が選任した社外取締役は一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として届け出ています。また取締役会に関して定期的に外部評価を実施することで、取締役会および各委員会の機能性と実効性を確保しています。

内部統制システム

会社法に基づき、内部統制システムの構築に関する基本方針を取締役会で決議し、体制の整備を図っています。基本方針については、経営環境の変化などに応じて毎年見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めています。

なお、当社グループの子会社および関係会社に対しては、相互にその独立性を尊重しつつ、グループとしての業績向上および事業繁栄を目指す上で、必要なガバナンスの強化を目的として「関係会社管理規定」を定め、管理部署、管理責任者を明確にし、業務の効率化と管理の適正化を確保しています。

CSRの重点テーマにおけるガバナンス機関の役割

CSRの重点テーマに関する取り組みに対するガバナンスを強化するため、取締役会から業務執行に関する権限を委任された常務会（議長：社長）が当社グループのサステナビリティマネジメントを推進する体制を構築しています。

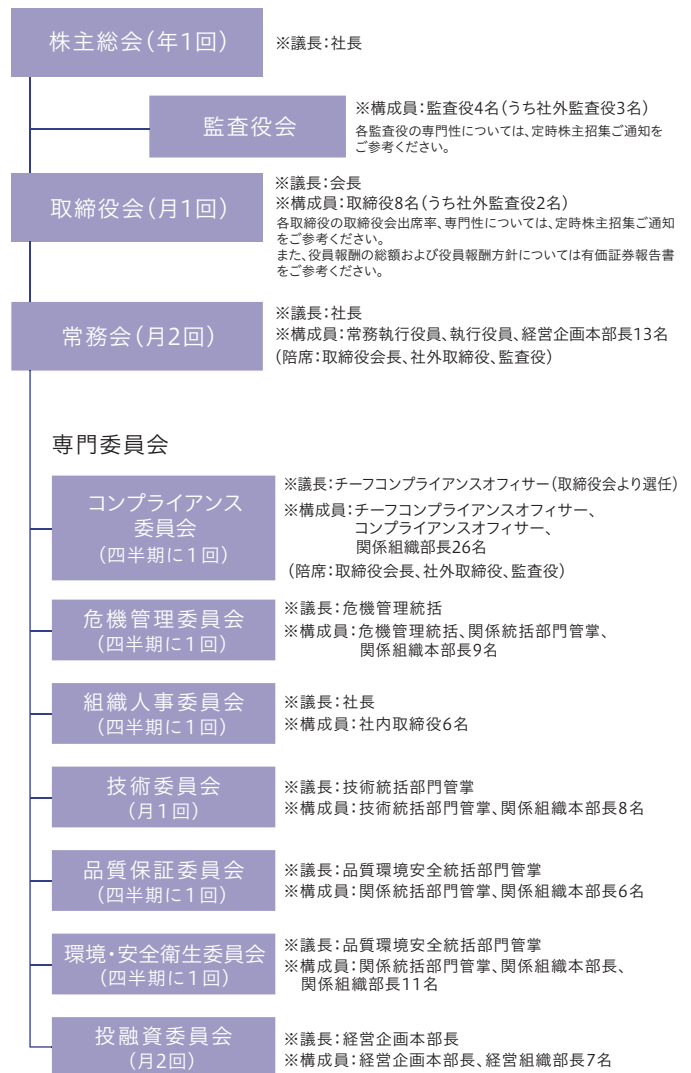
当社グループの持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）および各重点テーマのインパクト、リスク、機会の特定と、アクションプラン（方向性、目標・ターゲット）の策定は、常務会の承認のもと設置した全社横断型のワーキンググループ（WG）において議論し、コーポレート統括部門管掌執行役員がその内容を集約して、常務会へ報告します。なお、WGで議論される各テーマのプロセスの有効性は常務会報告時に審議、評価します。

WGで策定した戦略、方針を、関係する専門委員会が事業計画に反映し、各業務執行部門における計画の進捗状況を常務会で管理します。なお各重点テーマの責任者である各統括部門管掌の執行役員は、関係する専門委員会に議長として出席しています。

各重点テーマの取り組み状況についてはCSR報告書として年1回情報を開示しています。その内容については開示前に各重点テーマの責任者である各部門管掌の執行役員がレビューを行い、コーポレート統括部門管掌執行役員が最終承認を行います。

また、各重点テーマに関するステークホルダーとの協議は、関係する組織担当レベルが実施しており、協議の結果についてコーポレート統括部門管掌執行役員が集約し、必要に応じて随時全社で共有します。

〈ガバナンス構造〉（2019年4月時点）



コンプライアンス推進体制

当社グループにおいて、当社社長がコンプライアンスを統括する責任者として、コンプライアンスを経営における最優先事項とし、コンプライアンス体制の整備および改善に努めています。

コンプライアンスの推進に関する協議・検討機関として、専門委員会の一つにコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスオフィサー制度のもと、チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）、コンプライアンスオフィサー（CO）およびコンプライアンスリーダー（CL）が主体となり、コンプライアンスの推進を図っています。

コンプライアンス事案（またはその疑い）がCOに報告されると直ちに調査対応が図られる仕組みとなっています。調査対応が図られ再発防止策まで実施された事案から社内公表されており、身近に同様の事案がないかの調査（横展開）、法令または社内ルールの再確認、同様の事案が発生した場合の対処方法および再発防止策の参考などに活用しています。

コーポレート・ガバナンス

理念の浸透

TOYO TIREは2017年1月1日付で、全ての役員および従業員が仕事の基軸とする新たな理念を制定し、全従業員への浸透施策を展開しています。

理念では、当社グループが大切にしていきたい思い、考えを「言葉」に示しています。

将来にわたって継承し続けていく大切な創業の精神として「社是」をその最上位概念として位置づけ、社会における自らの存在意義を「私たちの使命」として言葉で定義し、それを果たすために目指すべき企業像を「私たちのありたい姿」として明文化しました。そして、全ての役員・従業員が等しく大切にしていきたい考えの拠りどころとして「私たちの持つべき価値観」を定めました。

理念浸透施策として、2017年度に引き続き、各種社内研修の最初のプログラムとして理念講義を導入したほか、社内浸透のキーマンとなる部門長、管理職向けに研修を行いました。その後、各職場で職場分科会を開催し、各自が職場で目指す姿、理念を意識していくために職場で始めることについて話し合い、最終的に組織ごとの理念浸透アクションプランとして推進しています。

取締役会の取り組み

2018年度は取締役会を原則月1回、合計20回開催し、取締役および監査役が参加しました。

当社では、2017年度から、全取締役・監査役に対して、取締役会の運営・構成・活動等に関する記名式アンケートを実施することにより、取締役会全体の実効性について分析および評価を行っています。公正性を担保するため、アンケートの集計と分析および評価は第三者に委託しており、2018年度に実施

したアンケートの結果の概要と今後の対応は以下のとおりです。これらの内容を踏まえて、さらに取締役会の機能向上を図っていきます。

〈分析および評価結果の概要〉

全ての項目において概ね肯定的な自己評価が得られており、取締役会全体の実効性は確保されている。特に、経営の監督については、前年度に引き続き、高く評価。一方で、実効性の向上に向けた、取締役会における議論のさらなる活性化や多様性の促進について指摘。

〈今後の対応〉

議論のさらなる活性化については、2018年4月から取締役会規則を改定し、付議基準の変更や業務報告の充実を実施。その他の課題についても、引き続き改善に向けて取り組みを継続。

株主・投資家との対話

当社は、年1回株主総会を、四半期決算ごとに「決算説明会」を開催しています。通期および中間の決算発表時には、経営トップから機関投資家や証券アナリストの皆さまに、業績動向や将来の展望、事業環境や市場の動きをお伝えしています。決算発表以外にも、社長をはじめとするマネジメントクラスと機関投資家とのエンゲージメント機会を複数回設けました。また、機関投資家・アナリストの皆さまのそれぞれの関心事に対して、IR担当者がお答えするコミュニケーション機会（個別取材対応）も四半期ごとに設け、当社グループの経営に対する理解促進を図っています。さらに海外機関投資家の皆さまから増加する要請に対しても、サイレント期間を除き個別取材の充実や、カンファレンスへの参加を通じて、積極的に対応しています。

2018年度当社IR担当者が対応した株主・投資家との対話機会は延べ270社340名以上ありました。株主・投資家からのご意見やご要望は、定期的に経営層および社内関連部門にフィードバックしています。

TOPICS

アナリスト・機関投資家向けに仙台工場視察見学会を開催

高付加価値製品の供給拡大に向けたリノベーションの一部が完了し、最新鋭設備を導入した当社仙台工場に、証券アナリスト13名、当社株主を含む機関投資家12名をお招きし、視察見学会を開催しました。工場の概要や当社の製品供給戦略、生産技術戦略についてご説明し、従来工法、当社独自のA.T.O.M.工法、そして従来工法とA.T.O.M.工法の利点を融合したハイブリッド工法の3つの生産工法をご見学いただきました。

視察後には4本のアナリストレポートが発行され、当社の革新的な生産技術を、成長ドライバーとして高く評価していただきました。



見学会におけるミーティングの様子

当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方については、コーポレート・ガバナンス報告書（Webサイト：<https://www.toyotires.co.jp/ir/library/governance/>）をご参考ください。

危機管理体制の強化

当社グループでは、「危機管理規程」に基づき、コーポレート統括部門管掌が危機管理統括として、危機事象ごとに設置した危機管理責任者以下、危機管理体制を統括します。主な危機事象については、平時における当社グループにとっての潜在的な危機事象の評価・分析および危機事象の発生可能性を低減するための活動と、有事における被害・損害を最小限に抑え速やかに事業を復旧するための活動を取り決め、管理します。

※危機管理委員会の対象とする危機事象：災害・事故、品質・購買、法令違反、情報管理、労務、免震ゴム問題

BCP策定とBCM訓練

当社グループでは、BCP(事業継続計画)策定とBCM(事業継続マネジメント)訓練を計画的に進めています。

2018年度には15拠点においてBCM訓練を実施しました。訓練の多くは地震などの発生直後の初動の訓練でした。今後は有事発生後の2～3日後の優先業務の立上げの訓練に移行するよう、専門委員会の環境・安全衛生委員会において検討を始めました。また、気候変動の影響による自然災害の発生確率の高まりや被害程度の拡大が懸念されることから、自然災害に備えたBCM訓練の実施も検討しています。

コンプライアンス

企業行動憲章と行動基準の浸透

TOYO TIREは、誠実に事業活動を行うためのグループ各社共通の行動原則として「TOYO TIREグループ企業行動憲章」を、そして役員・従業員一人ひとりが企業行動憲章を実践するために「TOYO TIREグループ行動基準」を定めています。なお、海外のグループ各社は行動基準を指針として、各国・地域の法令や慣習などの違いを踏まえた独自の行動基準を制定しています。

当社グループの役員・従業員一人ひとりがとるべき基本的な行動を定めた「行動基準ハンドブック グローバル版」を世界共通版(日本語、英語、ロシア語、ドイツ語、イタリア語、中国語、タイ語、マレー語、ポルトガル語の9カ国語に対応)として新たに作成・配布し、グループ全体への浸透とコンプライアンス強化に取り組んでいます。

内部通報制度の運用

当社グループでは2006年度から内部通報制度を運用しています。国内の内部通報制度の窓口として「ホットライン相談窓口」をTOYO TIRE株式会社監査部、社外弁護士事務所、社外専門会社に設置しており、従業員のみならず、お取引先も利用することが可能で、匿名による通報にも対応しています。また海外では各拠点で相談窓口の設置を進めています。

TOPICS

2018年度コンプライアンス意識調査結果

※回答率92.3%(2017年度93.0%)

① コンプライアンスの推進活動の実施

この1年間にコンプライアンス意識向上の取り組みが1回以上行われた

96%

(2017年度 97%)

② コンプライアンスの認知・理解度

コンプライアンスの意味について知っている

87%

※TOYO TIREのコンプライアンス：単に法令遵守ではなく、法令や社内ルールを守り、高い倫理意識を持って行動する

(2017年度 85%)

③ コンプライアンスの定着度

自身が業務を遂行するにあたって、コンプライアンスを意識している

94%

(2017年度 94%)

担当者コメント

継続した各種取り組みも定着し、推進活動が5回以上行われている職場も4割程度あります。ディスカッション式の研修や小グループにおけるコンプライアンスミーティングも取り入れていることから、職場のコミュニケーションや雰囲気も良く、従業員のコンプライアンス意識が向上していると言え、各種研修についても意欲的に捉えられています。今後、研修内容を職種ごとに特化したものや、より具体的で実地的な内容へ見直すなど教育活動を充実させることにより、全従業員へのさらなるコンプライアンス意識の向上と定着を目指します。

TOYO TIRE株式会社
コンプライアンス・リーガル本部
コンプライアンス推進部
西森 奨



腐敗防止の取り組み

当社グループは2019年1月に「腐敗行為・贈収賄行為の防止に関するグローバル方針」を、同年2月に「贈収賄防止規定」を制定し、それぞれ運用を開始しました。当社グループは、健全な事業活動の基本として、公正かつ透明性の確保に努めています。腐敗行為および贈収賄行為が発覚した場合、巨額の罰金や関係者の身柄の拘束だけではなく、取引中止や社会的制裁など企業価値を著しく毀損する危険性があることを認識し、腐敗行為・贈収賄行為の防止を企業の社会的責任の一つとして取り組みます。